平成２３年（フ）第８６７号
愛知県瀬戸市西松山町２丁目７番地の１　野村新瀬戸ヒルズ1614
破産者　中根　加代
１　破産債権の届出期間　平成24年１月24日まで
２　一般調査期日　平成24年３月６日午後２時25分
平成23年12月20日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８２２号
大阪府東大阪市長田東３―３―45エクセルシオール長田902
破産者　立石　成人
１　破産債権の届出期間　平成24年１月31日まで
２　一般調査期日　平成24年３月６日午後１時30分
平成23年12月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１４５号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目45番33号　ミヤマンション１―Ｃ号、開始決定時の住所大阪市阿倍野区橋本町６番30号
破産者　風本　光夫
１　破産債権の届出期間　平成24年１月31日まで
２　一般調査期日　平成24年３月１日午後３時30分
平成23年12月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２０号
群馬県多野郡神流町大字万場38番地４
破産者　山口建設株式会社
１　破産債権の届出期間　平成24年２月１日まで
２　一般調査期日　平成24年３月28日午前10時40分
平成23年12月21日　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１１１号
秋田県由利本荘市八幡下41番地12
破産者　若杉　宏一
１　破産債権の届出期間　平成24年２月20日まで
２　一般調査期日　平成24年３月19日午前10時
平成23年12月21日　青森地方裁判所弘前支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第４４７号
熊本市御幸笛田１丁目17番22号
破産者　株式会社コモドデザイン
異議申述期間　平成24年２月13日まで
平成23年12月21日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１８号
石川県七尾市山崎町ル部142番地
破産者　坂下　　譽
異議申述期間　平成24年２月17日まで
平成23年12月21日　金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第２９号
宮崎県都城市豊満町2121番地２
破産者　安藤　和己
異議申述期間　平成24年２月21日まで
平成23年12月21日　宮崎地方裁判所都城支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０８８号
東京都中央区明石町２番１号
清算株式会社　株式会社アターブルダイニング
代表清算人　太田　大三
１　決定年月日　平成23年12月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第１１号
岐阜市北鶉４丁目30番地
清算株式会社　株式会社ナガラエン
１　決定年月日　平成23年12月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（ヒ）第１２号
岐阜市北鶉４丁目28番地
清算株式会社　株式会社みやこフーズ
１　決定年月日　平成23年12月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岐阜地方裁判所

監督命令

平成２３年（再）第３号
群馬県佐波郡玉村町大字福島80番地１
再生債務者　株式会社香樹舎
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　群馬県前橋市大手町３丁目４番16号　石原・関法律事務所　弁護士　猿谷　直樹
平成23年12月20日　前橋地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第３号
神戸市長田区大橋町２丁目１―15
再生債務者　株式会社三神通商
１　決議に付する再生計画案　平成23年10月26日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成24年１月26日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成24年１月19日
平成23年12月16日
神戸地方裁判所第３民事部

再生計画認可

平成２３年（再）第１号
岩手県西磐井郡平泉町平泉字大沢15番地
再生債務者　株式会社平泉ホテル武蔵坊
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　書面による議決により可決があったものとみなされた本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年12月19日　盛岡地方裁判所一関支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第３１号
北海道小樽市新光１丁目24番438号
再生債務者　直江　美佳
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年１月10日まで
４　一般異議申述期間　平成24年１月24日から平成24年１月31日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（再イ）第７３号
秋田市御野場６丁目２番10号
再生債務者　塩田　清方
１　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年１月10日まで
４　一般異議申述期間　平成24年１月24日から平成24年２月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第１５８号
埼玉県川越市大字古谷上4629番地１　カーサグランデ103号室
再生債務者　赤見　幸生
１　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年１月10日まで
４　一般異議申述期間　平成24年１月23日から平成24年１月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第３１５号
名古屋市守山区天子田３丁目701番地　大森向住宅２棟202号
再生債務者　西脇　祥江
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年１月10日まで
４　一般異議申述期間　平成24年１月17日から平成24年１月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第３３１号
名古屋市緑区黒沢台３丁目1519番地　サンマンションアトレ黒沢台802号
再生債務者　上田　義雄
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年１月10日まで
４　一般異議申述期間　平成24年１月17日から平成24年１月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部